

## 山ノ内町6次産業化チャレンジ支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山ノ内町の農業の6次産業化を推進し、農産物の高付加価値化を促進するとともに、農業の振興と地域の活性化を図ることを目的として、農業者が生産した農産物を、農業者が自ら加工し、販売するための経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の1次産業者が自ら、町内産農産物を活用した農産加工品の開発及び販路拡大に取り組む事業で、国、他の地方公共団体等から補助を受けていない事業とし、1事業1回の事業採択とする。

### (補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者であって、町内に住所を有し、かつ、町税の滞納がない者とする。

- (1) 町内で農業を営む個人又は自らが加工を行う法人
- (2) 町内の3戸以上の農業者により構成された団体であって規約等の定めがあり自らが加工を行う者
- (3) その他町長が認めた者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が生産した農産物を町内で加工するために要する経費として、事業実施期間内に発生する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 商品開発支援（開発段階の支援） 商品の試作・開発に係る経費（調査研究、パッケージ開発、商品の製造に係る機器の購入・レンタル・リース等）ただし、委託料の補助対象経費に占める割合は3分の1以内とする。
- (2) 販路拡大支援（開発後の支援） 開発商品の販路拡大にかかる経費（広告宣伝、マーケティング調査、パンフレット作成等）
- (3) その他町長が特に必要と認める経費 ただし、人件費及び施設の管理費等経常的経費や補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費を除くものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、その上限は商品開発支援200千円、販路拡大支援300千円とする。ただし、補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書

### (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受領した時は、その内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の交付決定の内容及び必要な条件を付して通知するものとする。

### (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の末日までに、事業実績報告書（様式2）に添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、特に町長が必要であると認めるときは、補助金等の全額又は一部を概算で交付することができる。

（収支状況等の整備）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の年の翌年から起算して3年間、収支状況及び事業実施に伴う成果等を整備するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。